

事務連絡  
令和2年7月7日

海外特別研究員 令和2年度採用者各位

独立行政法人日本学術振興会  
人材育成事業部海外派遣事業課

「新型コロナウイルス感染症の蔓延に係る海外特別研究員採用者への特例措置  
(令和2年3月23日付通知)」について

平素より本事業の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。

独立行政法人日本学術振興会では、海外特別研究員制度に関する標記特例措置等を本年3月23日から実施しておりますが、4月以降、海外での新型コロナウイルス感染症の影響などから制度対象の複数の方々からご相談やご意見をいただいております。

これらのご相談やご意見を踏まえ、今般あらためて制度対象の皆様に対し、別紙により、特例措置の考え方などについて説明させていただき、情報を共有させていただくことといたしました。

ついてはご一読いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙につきましては、令和元年度以前の海外特別研究員採用者や外部の皆様からお問い合わせ等をいただいた場合にも、記載の内容をご説明します。

なお、さらにご不明な点等がございましたら担当までお問合せください。

(担当)  
独立行政法人日本学術振興会  
人材育成事業部海外派遣事業課  
電話：03-3263-0925  
E-mail：kaitoku@jsps.go.jp

「新型コロナウイルス感染症の蔓延に係る海外特別研究員採用者への特例措置  
について（令和2年3月23日付通知）」に対するご意見等について

海外特別研究員採用者の皆様

独立行政法人日本学術振興会  
人材育成事業部海外派遣事業課

新型コロナウイルス感染症の影響が海外だけでなく、日本国内でも続いており、不安を感じておられる皆様にはご心中をお察しいたします。また感染拡大防止や治療などに現場で日々ご尽力されている医療関係の採用者の皆様に深く敬意を表します。

日本学術振興会では、海外特別研究員制度に関する標記特例措置等を令和2年3月23日付で実施しましたが、本年4月以降、海外での新型コロナウイルス感染症の影響などから制度対象の複数の方々からご相談やご意見をいただいているところです。しかしながら、一部のご意見等において、特例措置の内容について必ずしも十分に内容をご理解いただけていない可能性があるように見受けられます。

このため、今般あらためて制度対象の皆様に対し下記の説明をさせていただき、特例措置の考え方その他に関する情報を共有させていただくものです。

ご一読いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

**1. はじめに**

**(1-1 制度の基本的考え方について)**

海外特別研究員（以下「海特」という。）は、我が国の学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、優れた若手研究者を海外に派遣し、特定の大学等研究機関において長期間（2年間）研究に専念できるよう支援する制度であり、日本学術振興会（以下「JSPS」という。）の予算の範囲内で支援を行うものです。

海特は、若手研究者の希望により「海外の大学等研究機関において長期間（2年間）研究に専念できるよう」支援することが運営の基本であり、そのことを前提として予算措置されています。よって、制度運営の基本と大きく異なる取扱いを、JSPSの裁量で自由に行うことができるわけではありませんので、ご理解ください。

**(1-2 海特を採用、支援の仕組みについて)**

海特は、1-1で述べておりますような制度であるため、海特で採用する方（以下「採用者」という。）は、海外への渡航を開始する時点から採用を開始し、かつ、その手続きを経て採用者への支援を行う仕組みとしています。

また、採用者には、前述の予算の枠内で「往復航空賃」及び「滞在費・研究活動費」を支給することとしており、そのうち「滞在費・研究活動費」部分については、「日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続きの手引」p38「2. 滞在費・研究活動費」にあらかじめお示ししてい

るように、渡航期間に対応する「旅費」を支給する取扱いとしています。

こうした制度であることから、本来、日本国内における研究活動を制度として想定しているものではないことをご理解ください。

## **2. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置について**

### **(2-1 特例措置について)**

令和2年3月23日に JSPS として通知を行った特例措置は、新型コロナウイルス感染症の影響により、採用者が派遣国・地域への入国ができなくなった場合等を考慮の上、渡航延期などへの取扱いについて柔軟な対応ができるようにするためのものです。

通常の制度運営であれば海外渡航をして初めて採用者として取り扱うことができるところ、日本国内において海特としての当初計画を踏まえた研究活動を実施いただくことをもって、海特としての研究活動を開始したとみなし、一定期間の日本国内滞在中についても「旅費」を支援することを特例的に措置したものであり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、次のとおり予算等の状況を勘案して、JSPS として取り得る限りの対応を実施させていただいているものです。

- ・ 海特は JSPS の予算の範囲内で支援を行う制度であり、特例措置を講じるに当たっても同様であること。
- ・ 海特制度運営における基本的考え方を維持しつつ、特例措置は JSPS としてとり得る範囲で緊急の措置を講じたものであること。
- ・ 「海外への渡航による当初計画の実施」という海特制度の目的達成に向け、各採用者が研究計画に沿った渡航が実現できるよう、当分の間日本国内で研究活動を行っていただくことを可能にするための支援であること。

通常、国からの予算を原資としている制度において JSPS が特例的な措置を講じようとする場合、上記のような前提を踏まえて実施するため、対象となる方々全員に十分満足いただけるだけの対応は困難であることも、ご理解ください。

### **(2-2 特例措置の希望について)**

特例措置は、新型コロナウイルス感染症の影響等を最大限考慮するとともに 2-1 に述べておりますような内容を踏まえ、JSPS として対応可能な範囲内で決定したところです。よって、特例措置における各種条件設定については、その内容で実施することをあらかじめご了承くださいことを前提としております。

このため、今回の特例措置の内容について十分ご確認いただいた上で「新型コロナウイルス感染症に係る特例措置希望調書」を提出いただくこととし、当該調書の提出があった場合に特例措置による「採用者」として支援を開始したところです。

### **(2-3 特例措置における滞在費・研究活動費（旅費）の考え方について)**

2-1 に述べておりますように、今回の特例措置は、日本国内において海特としての当初計画を踏まえた研究活動を実施いただくことをもって、海特としての研究活動を開始したとみなすことを可能とするものです。特例措置において採用者に支給する「滞在費・研究活動費」は、1-2 で述べたとおり「旅費」を支給する取扱いとしていることに変更ありませんので、単価については JSPS の旅費規程に準拠して支給すべきものと判断いたしました。

### **3. 特例措置に関する個別のご意見等に関する説明**

海特制度担当にいただいたご意見等に関し、ポイントを整理した上で要約しそれぞれの説明をさせていただきますのでご参照願います。

#### **(① 採用期間に関すること)**

- ・ 令和2年度採用者のうち、特例措置の対象者に対し、海外特別研究員としての日本での研究活動期間に加えて、渡航開始日からさらに2年間の採用を認め、外国旅費を支給していただきたい。
- ・ 海外の大学等の研究施設が封鎖されるなど実験等ができず研究が中断した期間については、採用期間の延長を認めていただきたい。

#### **(①のご説明)**

本年4月以降、特例措置の適用の有無に関わらず、海外での研究中断を余儀なくされているとの相談をいただいております。特例措置の対象となる令和2年度採用者だけでなく、平成30年度、平成31年度採用者からも同様です。

このことについては、現在、JSPS内で採用者全体に対し対応可能な措置を文部科学省とも協議の上検討中です。新たな措置を講じる場合は、今年度が最終年度となる平成30年度の採用者については本年7月中を目途として、平成31年度、令和2年度の採用者については追って決定した内容をお知らせします。

#### **(② 特例措置の支給期間に関すること)**

- ・ 6か月以内という期限ではなく、日本国内での研究開始日（海外特別研究員としての採用日）から1年間については支給を継続していただきたい。

#### **(②のご説明)**

特例措置では、「日本での研究期間に係る滞在費・研究活動費の支給期間は、最長で6か月とする。ただし、派遣先国・地域及び派遣先機関の状況に応じて延長を可能とし、その期間は合計で1年を超えないこととする。」と通知していますように、制度上1年まで支給可能としています。

JSPSでは、令和2年3月23日の特例措置通知後、いただいているご相談、ご意見などの状況も考慮しながら継続して対応の在り方を検討しております。本件については、あらためて「延長」の考え方、条件等を遅くとも本年9月末までに示させていただく予定です。

#### **(③ 滞在費・研究活動費（旅費の支給単価）に関すること)**

- ・ 特例措置の期間について、滞在費・研究活動費（旅費）を内国旅費扱いにせず、通常の「海外渡航」と同じ単価で外国旅費として計算していただきたい。
- ・ 特例措置では一定期間経過後の日額減額をしないよう配慮していただきたい。

#### **(③のご説明)**

2-1で述べておりますように、特例措置は、一定期間の日本国内滞在中の「旅費」を支援するものであり、特例措置における単価はJSPSの旅費規程に準拠し本事業の特性を踏まえた旅費として設定させていただいているところです。

旅費は用務地に応じて支給すべきものであり、特例措置では日本国内において海特としての研

究活動を開始したことに対して支給する旅費であることから、JSPS 旅費規程に定める国内旅費に準拠した金額を一律に支給させていただくことといたしました。

また、滞在費・研究活動費の日額については、海外で研究を行う場合も、JSPS 旅費規程に準拠して滞在期間に応じた減額を行っており、今回の特例措置においても同様に減額して支給することとしています。

#### ※日額減額の扱いについて

海外へ渡航される場合は、滞在費・研究活動費の支給総額をあらかじめ2年間の滞在期間で平準化した日額の設定としており、減額分についても織り込み済みです。

今回の特例措置においては、国内での研究期間が採用者によって異なり、支給額を研究期間で平準化することはできません。このため、あらかじめ一律の平準化した単価設定は行わず国内での研究期間に応じて減額して支給する取扱いとしています。

参考：特例措置における支給額の目安

支給対象期間	日数	単価	計
採用開始後第1日~30日	30	13,000	390,000
第31~60日	30	11,700	351,000
第61日~	30	10,400	312,000

#### (④ 渡航先の変更に関すること)

- ・特例措置の対象者が本来の派遣先に渡航できない状況が継続した際、本来の派遣先の受入研究者の許可を得た上で、渡航が可能な派遣先を選択し新しい受入研究者の承認を得られることができた場合、渡航先の変更を柔軟に認めていただきたい。

#### (④のご説明)

渡航先の変更につきましては、「派遣先機関・受入研究者の変更」の手続きにより可能です。遵守事項及び諸手続の手引 p 25 をご参照ください。

#### (⑤ 非常勤講師としての報酬を得ることに関すること)

- ・日本国内で職を持たないなどの状況から特例措置を受けている者は、日々の生計を立てることも困難な場合がある。このため、派遣先の受入研究者の承認を得た上で、研究専念義務を超えない範囲で、海外派遣先・国内を問わず、非常勤講師として報酬を得ることを認めていただきたい。

#### (⑤のご説明)

海特制度では研究専念義務を遵守していただくことを前提として海外特別研究員に採用しておりますので、特例措置を受ける方についても同様に義務を遵守していただくこととしています。

しかしながら、JSPS では、令和2年3月23日の特例措置通知後、各採用者が当初目的に沿った渡航を実現するため、日本国内で研究活動が行われている状況などを考慮しながら継続して対応の在り方を検討しております。

今後、特例的取扱いを可能とする場合には、遅くとも本年9月末までを目途として、できるだけ速やかに考え方を示させていただく予定です。

#### **4. おわりに**

新型コロナウイルス感染症の影響が今後も予想されるなか、JSPS といたしましても引き続き予算状況等を考慮しつつ、さらなる対応を検討してまいり所存です。何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。